

第4回新潟県耐震改修促進計画改定検討委員会 議事要旨

1 会議概要

日 時 令和8年6月12日（金）14:00～16:00

場 所 新潟県自治会館 別館9階 ゆきつばき

出席者 福本委員長、相田委員、木山委員、平山委員

2 特定建築物に関する耐震化率の目標

- ・ 耐震化が必要な民間の特定建築物について、平成18年度に第1期計画を策定した当時の約3,000棟から約700棟と1/4程度までに減少し、取組が遅れている用途が鮮明となったことで、耐震化の促進に向け、より具体的なアプローチが可能となっている。
- ・ 民間の特定建築物では、未耐震の施設数が多い店舗や共同住宅が都市部に集中していることが明らかになるなど、耐震化に関する地域別の課題が明確となっている。
- ・ 耐震化が遅れている民間の特定建築物について、用途別や地域別の状況を丁寧に分析したことで、所有者に対する働きかけの方向性が、より明確に見定められるようになっている。
- ・ 令和7年度末までの目標値95%は、平成25年度に策定した第2期計画から達成できていない状況であり、地震の被害から利用者の安全を確保するためには、今回明らかになった課題等を踏まえた継続的な取り組みが望まれることから、引き続き、次期計画においても耐震化率の目標を設定すべきである。
- ・ 耐震化率の目標値は、これまで未達成であることを踏まえると、現行計画と同じ95%を令和12年度末までに達成とすることが望ましい。
- ・ 耐震化が遅れている民間の特定建築物について、老朽化が進行している状況を踏まえると、所有者にはこれまでの耐震改修に加え、建替えや除却などを促していくことも有効である。
- ・ 耐震改修や建替等を促すためには、同年代の建築物が耐震改修をしなかったことで過去の地震被害において発生した事故により、所有者が負った損害賠償責任などの不利益を周知する方法も考えられる。
- ・ 共同住宅を対象とした耐震化の促進に当たっては、重要事項説明での耐震診断内容の周知・徹底について、不動産関係団体と連携した取組も期待される。
- ・ 特定建築物に関する耐震化の促進については、耐震化が進んでいない特定の用途が集中している市町村にヒアリングを行うなど、今回の分析に基づく具体的なアプローチが見えてきたので、今後は新潟県耐震改修促進協議会での活動を通じ、具体的な取組方法を検討する必要がある。

3 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化目標

- ・ 現行計画では、「要緊急安全確認大規模建築物」と「要安全確認計画記載建築物」について、改定前の国基本方針に従い、両方を合わせて「耐震診断義務付け対象建築物」として一つの耐震化率の目標を定めている。
- ・ 次期計画では、それぞれの建築物の耐震化の背景や防災上の重要度などが大きく異なることから、令和7年7月に改定された国基本方針に従い、個別に耐震化目標を定めることについて賛同できる。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物

- ・ 利用者数等が多い要緊急安全確認大規模建築物は、地震による甚大な被害を可能な限り抑制するため重点的に取り組む必要がある施設として、法律の規定で耐震診断の実施が所有者に義務付けられたものである。県内の対象施設は93棟で、そのうち未耐震が6棟とわずかなため、できるだけ早期の対応が望まれる。
- ・ 耐震化目標については、国基本方針と同じ「令和12年度末までにおおむね解消」とすることが望ましい。
- ・ なお、耐震診断の実施から相当の期間が経過している建築物も存在しており、経年劣化が進んでいることも想定されることから、耐震化に向けた啓発とともに、継続的に建築物の状況把握に努める必要がある。

(2) 要安全確認計画記載建築物

- ・ 要安全確認計画記載建築物は、地震発生時にその利用を確保することが公益上必要な避難所等の建築物であり、迅速な安全性の確保に向け、耐震改修に関する補助率の引き上げなど国による手厚い支援があることを踏まえると、速やかな耐震化が望まれる。
- ・ また、目標達成の時期については、市町村等からの依頼を受けて県計画に建築物を随時位置付けることを踏まえると、達成期限を定めることが困難であることから、「できるだけ早期に解消」とすることが望ましい。

4 沿道建築物の耐震化を優先的に進めるべき道路の選定に関する考え方

- ・ 沿道建築物の耐震化を優先すべき道路の種類は、法律で規定する「市町村の区域を超える相当多数の者の円滑な避難に資する道路」として、新潟県緊急輸送道路ネットワークのうち、広域的な輸送に必要な主要幹線道路である第1次緊急輸送道路とした事務局案には賛同できる。
- ・ 同様に法律で規定する「相当数の建築物が集合している地域」については、国勢調査で設定される人口集中地区（D I D地区）とし、多くの他県と同様に合理的な迂回路を考慮するとした事務局案について賛同できる。
- ・ なお、合理的な迂回路については、災害時に十分機能するかなど、現地の状況を把握している市町村と連携して確認する必要がある。